

# 「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例（案）」に対する ご意見と市の考え方（実施結果）

「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例（案）」について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方について公表します。

なお、ご意見の内容が変わらない範囲で要約などを行っています。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

令和3年3月

岩倉市建設部環境保全課

## 1 意見募集の概要

### (1) 意見の募集期間

令和3年1月25日（月）～令和3年2月24日（水）（31日間）

### (2) 意見を提出できる人

- ・市内に在住、在勤または在学の人
- ・市内で事業や活動を行う個人または団体

### (3) 閲覧場所

- ・情報サロン（市役所1階）、環境保全課（市役所3階）
- ・市ホームページ（<http://www.city.iwakura.aichi.jp>）

### (4) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、ホームページ投稿フォーム

## 2 募集結果

(1) 意見者数 12件（個人：11人、団体：1団体）

(2) 意見件数 23件

## 3 ご意見に対する市の考え方

別紙のとおり

## 「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例（案）」に対するご意見と市の考え方（対応一覧）

No.	該当する条	意見の要旨	市の考え方
1	第1条	第1条の目的に賛成である。喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備は必要。	喫煙者と非喫煙者が共存できる快適な地域環境の形成のためには、喫煙者を否定し、排除するのではなく、相互の理解と協力が必要です。本条例がその指針となるよう、必要な施策を実施していきます。
2	第1条	第1条の目的に賛成である。一方が相手の存在を否定し、排除するような社会は、誰も幸福にはなれない。第1条の目的に沿った諸施策の実施を望む。	
3	第1条	路上喫煙だけを取り上げるのではなく、「歩きスマホ」や「エスカレーター歩行」の禁止など、マナー全般を定める「マナー条例」を制定してほしい。	より快適なまちづくりのためには、様々な場面におけるマナーの向上が必要だと考えます。その中でも、路上喫煙に関する苦情や相談が多く寄せられていることから、路上喫煙に特化した条例を制定することとなりました。
4	第1条	目的とすべきは、市民の健康と、受動喫煙の恐怖から解放された安心・安全な生活だと考える	受動喫煙から市民を守ることはとても重要な目的です。一方で、喫煙者が喫煙する権利も守られなければなりません。そこで、喫煙者と非喫煙者が互いに協力し合って、共存できる快適な地域環境の形成を目標として掲げています。
5	第2条	規制対象は紙タバコだけとして、加熱式たばこは規制しないでほしい	加熱式たばこは、火を使わないため火傷等の危険性は低いと考えられますが、吐き出した煙（水蒸気）の臭いや、受動喫煙のリスクが全くないとは言いきれないこと、および吸い殻が発生しポイ捨てにつながるなどから、紙巻きたばこ同様に規制の対象とします。そのため、第2条第4号の規定は、条文案どおりで適切だと考えます。
6	第2条	加熱式たばこは火を使わず危険性が低いため、紙巻きたばことは区別してほしい。	
7	第2条	「加熱式たばこ」の蒸気の有害性については目下、厚労省においても研究中である。第4項の「又は加熱することにより煙（蒸気を含む）」の文言は削除し、「人が吸入するため、たばこを燃焼させることにより煙を発生させることをいう」に変更す	

		べきと考える。	
8	第3条	健康・安全・美化に向けた条例として賛成である。 喫煙者の理解を深めることが重要であるため、「義務と責任」の原理に基づき、喫煙マナー向上のため、周知・啓発を徹底してほしい。	広報紙やホームページ、看板などを活用して、路上における喫煙マナー向上の周知・啓発に積極的に取り組んでいきます。
9	第4条	そもそも全ての路上は他人が通行する可能性があり、路上喫煙自体をしないよう努めなければならないと考える。また、私有地においても路上に副流煙を流出させないよう努めるべきだ。	条文において路上喫煙を全面的に禁止とはしておりませんが、第4条第2項の規定によれば、他人が通行する可能性がある状況下では路上喫煙をしないよう努めなければなりません。また、私有地に関して条例で規定することは難しいですが、本条例をきっかけに路上や屋外における喫煙のマナーが向上することを期待しています。
10	第5条	事業者が喫煙場所を設置する場合は、完全に閉鎖されたものにするよう規定する項目を追加すべきと考えます。	事業者の責務として、喫煙所の形態までを規定することは適当ではないと考えます。
11	第6条	喫煙禁止区域に喫煙場所を設置してほしい。分煙も図られ、市民等の責務が達せられると思う。	喫煙禁止区域を指定する場合には、その区域内に喫煙所を設置する予定です。
12	第6条	喫煙できる場所がなくなるのは困るため、禁止区域を指定する場合は喫煙所を設置してほしい	
13	第6条	路上で喫煙されると臭いやポイ捨てが気になるため、喫煙所を設置してほしい	路上喫煙による臭いの被害やポイ捨てを防止するため、第4条第2項において、他人に迷惑や被害を及ぼす喫煙を行わないよう規定しています。 また、喫煙禁止区域を指定する場合には、その区域内に喫煙所を設置する予定です。
14	第6条	喫煙所の設置について、条文に記載してほしい。設置には、た	喫煙禁止区域を指定する場合には、その区域内に喫煙所を設置する予定です。

		ばこ税を財源にすると良い。	この場合、条文上に特段の規定がなくとも設置は可能であると考えます。
15	第6条	健康増進法の改正によって屋内喫煙が制限された。駅前を禁止区域に指定する場合、居酒屋などの店舗が店先に喫煙所を設置する必要性も出てくるため配慮してほしい。	第6条第2項において、喫煙禁止区域を指定する場合には、事前に当該区域の住民や事業者、関係団体の意見を聞くことと規定しています。そのため、駅前を禁止区域に指定する場合には、居酒屋を含め当該区域の店舗と協議する予定です。 また、禁止区域内には喫煙所を設置する予定であり、店舗の利用客が喫煙所を使用することも想定しています。
16	第6条	喫煙場所が減ることで、ポイ捨てにつながる可能性がある。喫煙する権利を守るため、喫煙所を設置の上、ポイ捨てや歩きタバコの防止に努めるべき。	喫煙者の権利を守るため、禁止区域を指定する場合には、区域内に喫煙所を設置する予定です。 また、広報紙やホームページ、看板などを活用して、マナー向上の周知・啓発に積極的に取り組んでいきます。
17	第6条	喫煙者として喫煙マナーの低下を憂いている。喫煙所を設置の上、喫煙者・非喫煙者がともに住みよい岩倉となることを望む。	
18	第6条	非喫煙者及び子育てをしている立場として本条例に賛成である。 限定的に路上喫煙禁止区域を設けるのではなく、市内全域を原則路上喫煙禁止とし、市内にいくつか設置した喫煙所に限って喫煙可能としてほしい。	喫煙者の権利を守るという観点から、市内全域を路上喫煙禁止とすることは避けたいと考えています。ただし、第4条第2項において、他人に迷惑や被害を及ぼす喫煙をしないよう努めることを規定しており、こちらは市内全域に及びます。 また、喫煙禁止区域を指定する場合には、その区域内に喫煙所を設置する予定です。
19	第6条	路上喫煙防止及び分煙措置として、地方たばこ税を活用して市内の要所要所に喫煙所を設置してほしい。	喫煙禁止区域を指定する場合には、その区域内に喫煙所を設置する予定です。それ以外の区域については、喫煙所は設置せず、第4条第2項の規定に則った喫煙についてご理解とご協力をいただきたいと思います。

20	第6条	喫煙所の設置には、ネーミングライツによる資金調達や関係団体の協力を募るとよいのではないか。	喫煙所の設置に際しては、たばこ関係の団体に相談し、灰皿やパーテーションなどの器具の提供を依頼したいと考えています。
21	第6条	<p>全ての路上喫煙は他人に迷惑をかける可能性があるので、市内全域を路上喫煙禁止区域に指定すべきと考える。</p> <p>また、喫煙者と非喫煙者の共存のためには、完全に閉鎖された有料の喫煙場所を設けるべきと考える。</p>	<p>喫煙者の権利を守るという観点から、市内全域を路上喫煙禁止とすることは避けたいと考えています。ただし、第4条第2項において、他人に迷惑や被害を及ぼす喫煙をしないよう努めることを規定しており、こちらは市内全域に及びます。</p> <p>喫煙所については、経費や設置場所などから勘案し、適切な形態で設置したいと考えています。</p>
22	第8条	第8条の違反者に対する罰則規定を定めてはどうか。	本条例の目的である喫煙者と非喫煙者が共存できる快適な地域環境の形成のためには、喫煙者と非喫煙者が互いに理解し、協力し合うことが必要です。そのためには、喫煙者のマナーの向上や他者への配慮が自発的に成されることが理想であり、罰則により喫煙者を強く縛ることよりも、指導によって条例の理解と協力を求めることが重要だと考えています。
23	その他	※参考文献の紹介	—